平成２３年（フ）第２２号
宮城県東松島市赤井字中二号101番地
債務者　深堀　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
富山市針原中町305番地　市営住宅15棟403号
債務者　林　真由美（旧姓石木呂）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５号
富山市五福4174番地５　宮田アパート206号、従前の住所富山市於保多町６番10―409号
アップルコート於保多Ⅱ
債務者　新井真一郎
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
福井県大飯郡おおい町本郷第148号８番地５
債務者　若泉　久惠
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１７号
福井県敦賀市津内町２―12―13　宮川興業リヨン寮304号、住民票上の住所福井市和田東１丁目1402番地　サンワード松井701号
債務者　尾﨑　敬一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第４６号
長野市中御所４丁目８番22―304号　裾花ハイツ
債務者　古林　　明
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目４番47号、前住所兵庫県伊丹市南鈴原３丁目203番地
債務者　平木　貞一（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２８号
兵庫県川西市大和東２丁目82番地の１、前住所神奈川県横浜市旭区本村町53番地12　402
債務者　福田美佐子（旧姓眞野）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２９号
兵庫県川西市大和東２丁目82番地の１、前住所東京都大田区久が原２丁目20番23―401号
債務者　小畑恵美子（旧姓眞野）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１４５号
兵庫県伊丹市千僧３丁目111番地　上谷マンション302号
債務者　小山　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１５３号
兵庫県伊丹市中野西２丁目239番地、前住所兵庫県西宮市中殿町２番３―502号
債務者　種村　千夏（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０号
徳島県名西郡神山町神領字北204番地１　３号室
債務者　谷成　昭彦
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
徳島県名西郡神山町神領字北204番地１　３号室
債務者　谷成　美香（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜144番地
債務者　中川三智子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７号
徳島市南田宮２丁目３番101号
債務者　木村　英行
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
徳島市名東町１丁目382番地１コーポラフォーレＢ103号、住民票上の住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字蛭子山45番地
債務者　柏木　理身
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６号
徳島市名東町１丁目382番地１コーポラフォーレＢ103号、住民票上の住所徳島県名西郡神山町上分字川又７番地１
債務者　柏木　啓美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部